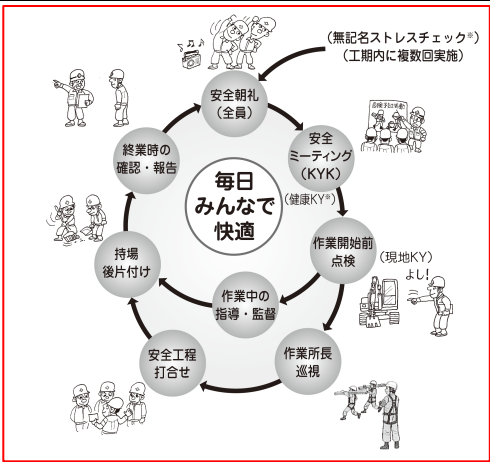
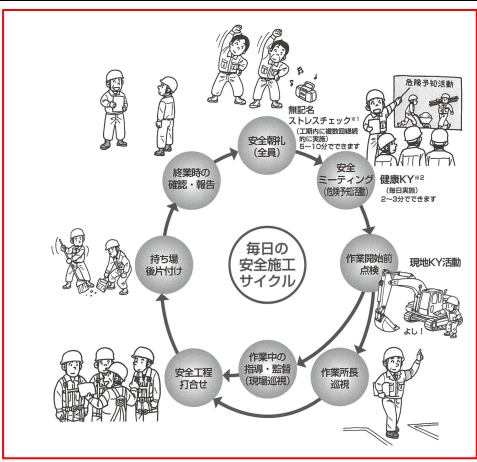
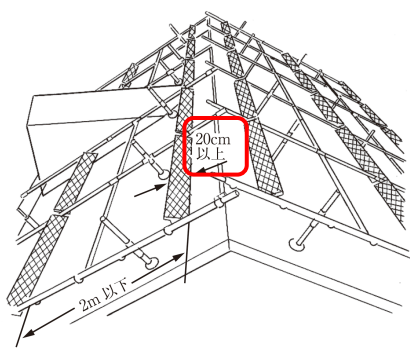
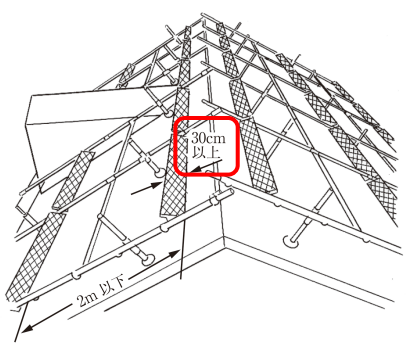
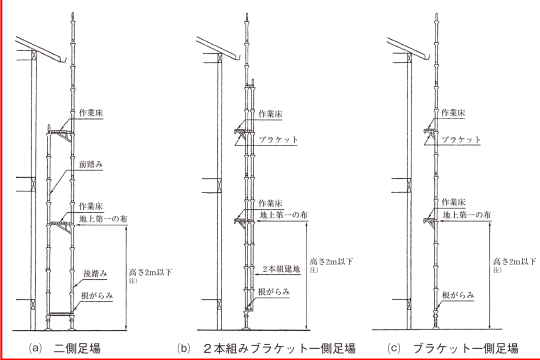
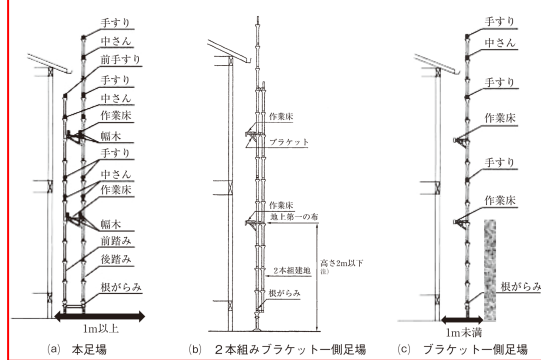


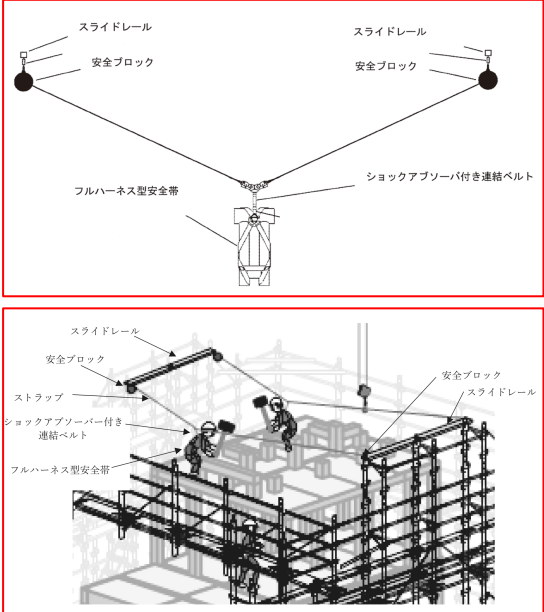
＜新旧対照表＞ 改定10版（令和6年7月29日）

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。
 ※誤字・脱字及び奥付等の軽微な修正は割愛します。
 ※参考等の法令改正は引用先となる「発翰番号」「表題」のみ掲載します。

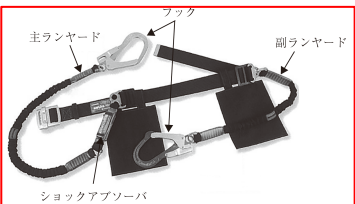
(旧版) 改訂9版2刷 (令和5年4月14日)	(新版) 改訂10版 (令和6年7月29日)
[<u>表記用語の統一</u> (例：職場→事業所 など)] ※旧版から新版への変更にあたり、引用及び法令に基づく部分を除き、 ・「現場」「工事現場」「作業場」 → 「作業所」 ・「関係請負人」 → 「協力業者」 上記の通り、ガイドラインの変更に基づく「表記・用語の統一」を行いました。 なお、修正頁は割愛します。	

旧版 (改訂9版2刷)		新版 (改訂10版)		備考欄
頁	内容	頁	内容	
19		19		図差替
48	② 防振手袋、保護めがね、 <u>耳栓</u> 等の安全保護具を使用する。	48	② 防振手袋、保護めがね、 <u>聴覚保護具(耳せん等)</u> 等の安全保護具を使用する。	9行目 (変更)
53	なお、現場では、アースが取れないことがあるので、加工用機械を新規に購入する際は、二重絶縁構造の機種にするような配慮が、感電事故を防ぐことになる。	53	なお、現場では、アースが取れないことがあるので、加工用機械を新規に購入する際は、二重絶縁構造の機種 <u>又は、バッテリー式の機種</u> にするような配慮が、感電事故を防ぐことになる。	2行目 (追加)
67	(2) 屋根こう配が6/10(水平1に対し垂直0.6の勾配、角度にして約31度)以上の屋根葺き作業は、図5-2のような屋根足場を設置する。屋根足場の作業床は幅 <u>20</u> cm以上を確保する。	67	(2) 屋根こう配が6/10(水平1に対し垂直0.6の勾配、角度にして約31度)以上の屋根葺き作業は、図5-2のような屋根足場を設置する。屋根足場の作業床は幅 <u>30</u> cm以上を確保する。	3行目 (変更)
67		67		図変更

旧版（改訂9版2刷）		新版（改訂10版）		備考欄
頁	内容	頁	内容	
100	各部材については、適切な経年管理が行われた良好な部材を準備する。 d. 作業計画	100	各部材については、適切な経年管理が行われた良好な部材を準備する。 <u>(8) 幅1m以上の場所で本足場の使用を原則義務化、通知では幅1m未満でも可能な限り本足場の使用が望ましい（基発0314第2号）</u> d. 作業計画	5行目 (新設)
102	 (a) 二側足場 (b) 2本組みブラケット側足場 (c) ブラケット側足場	102	 (a) 本足場 (b) 2本組みブラケット側足場 (c) ブラケット側足場	図差替 (a)、(c)
103	原則として階段とする（ <u>幅18cm以上、けあげの高さ30cm以下</u> ）。	103	原則として階段とする（ <u>蹴上げ高さは、仮設機材認定基準35cm以下、ガイドライン30cm以下</u> ）。	18行目 (変更)
106	(2) パルコニー・出窓などの突出部は、建方後に取付けることが多いので、建物の形状に合わせて、図6-12のように盛替える。	106	(2) パルコニー・出窓などの突出部は、建方後に取付けることが多いので、建物の形状に合わせて、図6-12のように盛替える。 <u>o. 一側足場の使用範囲を明確化</u> <u>主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生している（※）ことを踏まえ、本足場を使用するためにおいては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により足場を使用することが困難なときは、この限りではない</u>	25行目 (新設)
108		108	<u>a. 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け</u> <u>足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業者においては、安衛則で義務付けられている足場の点検がおこなわれていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。</u> <u>b. 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項にを追加</u> <u>事業者または注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に、当該点検者の氏名を追加するもの。</u>	最終行 (新設)

旧版（改訂9版2刷）		新版（改訂10版）		備考欄
頁	内容	頁	内容	
129		130	6.4.5 開口部等作業における安全対策（スライドレール式安全ブロック工法） A. スライドレール式安全ブロック工法とは スライドレール式安全ブロック工法（以下「安全ブロック工法」という。）とは、作業床の設置が困難な軸組作業時における墜落・転落災害防止対策の一つである。 その概要は、家屋の外周（四方）にあらかじめ組み上げた本足場にスライドレールを設置し、そこに安全ブロックを取り付けたうえで、当該安全ブロックと墜落制止用器具（フルハーネス型）を接合させた構造となっている（図6-37）。  図6-37 スライドレール式安全ブロック工法の設置状況 B. 安全ブロック工法と従来工法との比較 安全ブロック工法は、低層住宅建築工事現場において梁・母屋等、作業床が設けられず、労働安全衛生規則第518条第2項に定める防網の設置が困難となる場合において有効と考えられる墜落災害防止対策である。 C. 安全ブロック工法適用にあたっての留意事項 安全ブロック工法が低層住宅建築工事の従来工法のいずれの工程で活用できるかの作業手順を、参考のため示す（図6-38）。 ここで示す安全ブロック工法は、ガイドラインに基づき組み立てられた足場を対象とし、次の場合に限定して適用される。	(新設)

旧版（改訂9版2刷）		新版（改訂10版）		備考欄
頁	内容	頁	内容	
			「安全ブロック工法」が適用される対象箇所 (1) 足場の種類 - 安全ブロック工法では、本足場に限定する。 ※「一側足場」及び「一部開放の場合」については、足場自体の強度等の安全性が確認できないため、全周にわたって設置されている本足場に限定する。 (2) 敷板及び敷盤等 - 安全ブロック工法では、敷盤の設置を原則とする。 (3) 作業床 - 作業床の幅は40cm以上に限定する。 <u>なお、本作業手順は現時点において明らかとなった試験結果を踏まえ、作成したものであり、さらなる検討が必要な箇所があることを付言する。</u> 図 6-38 安全ブロック工法の作業手順	

旧版（改訂9版2刷）		新版（改訂10版）		備考欄
頁	内容	頁	内容	
182	B. 耳せんの使用上の注意事項 釘打ち機による釘打ち作業等、騒音が著しい作業では、難聴を予防するため耳せんを使用する。 (1) 耳せんは、JIS規格に適合した、遮音性能のあるものを用いる。（会話は耳せんをしていても、聞こえる。） (2) 耳せんは、衛生面から個人専用とし、汚れたものは取替える。	186	B. <u>聴覚保護具（耳せん等）</u>の使用上の注意事項 釘打ち機による釘打ち作業等、騒音が著しい作業では、難聴を予防するため<u>聴覚保護具（耳せん等）</u>を使用する。 (1) <u>聴覚保護具（耳せん等）</u>は、JIS規格に適合した、遮音性能のあるものを用いる。（会話は耳せんをしていても、聞こえる。） (2) <u>聴覚保護具（耳せん等）</u>は、衛生面から個人専用とし、汚れたものは取替える。	8行目 (追加・変更)
183	鋼材等を取扱う作業： <u>皮</u> 手袋	187	鋼材等を取扱う作業： <u>かわ</u> 手袋	22行目 (変更)
184	 皮手袋	188	 かわ手袋	図のキャプション (変更)
186	 写真 8 - 11 二丁掛け型安全帯（例）	190	 写真 8 - 11 二丁掛け型安全帯（例）	図の変更
197	この疲労の程度を回復の早さから分ければ、軽疲労（その日のうちに回復する）、重疲労（翌日まで持ち越される）、蓄積疲労、慢性疲労（疲労症状の中に病的な傾向を含むもの）などに分類される。疲労を持ち越さないような <u>作業者管理</u> が必要である。	201	この疲労の程度を回復の早さから分ければ、軽疲労（その日のうちに回復する）、重疲労（翌日まで持ち越される）、蓄積疲労、慢性疲労（疲労症状の中に病的な傾向を含むもの）などに分類される。疲労を持ち越さないような <u>作業管理</u> が必要である。	8行目 (変更)
214	作業所においては特定元方事業者（元請負人）にあっては、所長（統括安全衛生責任者）がリスクアセスメントの統括管理を行い、安全衛生責任者や <u>職長</u> 、作業主任者、作業を指揮する者がリスクアセスメントの実施者となる。	218	作業所においては特定元方事業者（元請負人）にあっては、所長（統括安全衛生責任者）がリスクアセスメントの統括管理を行い、 <u>職長・安全衛生責任者や</u> 作業主任者、作業を指揮する者がリスクアセスメントの実施者となる。	21行目 (追加・変更)
215	作業手順書作成の目的は、作業の中で発生する <u>ムリ、ムラ、ムダ</u> を取り除き、「安全に、正しく、早く、かつ出来栄よく仕上げる」ために、一つのまとまりのある作業内容を主な手順に分解し、最も理想的な作業順序に並べて、主な手順ごとに作業の急所によって組立てられたもので、「こうあるべき」と考えられる望ましい作業の進め方を定めたものである。	219	作業手順書作成の目的は、作業の中で発生する <u>ムリ・ムラ・ムダ</u> を取り除き、「安全に、正しく、早く、かつ出来栄よく仕上げる」ために、一つのまとまりのある作業内容を主な手順に分解し、最も理想的な作業順序に並べて、主な手順ごとに作業の急所によって組立てられたもので、「こうあるべき」と考えられる望ましい作業の進め方を定めたものである。	8行目 (変更)
221	作業改善の手順は、現在実施している作業を見直し、不都合となった手順、動作、設備、材料に、 <u>ムリ、ムダ、ムラ</u> はないか、より安全に、簡易に、確実に、速く、安くできないかに着目してそれを発見して改善し、新たな作業手順として成文化する。	225	作業改善の手順は、現在実施している作業を見直し、不都合となった手順、動作、設備、材料に、 <u>ムリ・ムダ・ムラ</u> はないか、より安全に、簡易に、確実に、速く、安くできないかに着目してそれを発見して改善し、新たな作業手順として成文化する。	2行目 (変更)

旧版（改訂9版2刷）		新版（改訂10版）		備考欄
頁	内容	頁	内容	
232	図9－13 毎日の安全施工サイクル図	236	図9－13 毎日の安全施工サイクル図	図差替
276		280	（本足場の使用） 第561条の2 事業者は、幅が一メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りでない。	先頭行 (追加)
278	2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。	283	2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、 点検者を指名して 作業を開始する前に、次の事項について、点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。	30行目 (追加) 31行目 (変更)
279	2 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。	283	2 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、 点検者を指名して 足場における作業を開始する前に、次の事項について点検させ、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。	20行目 (追加)
280	1 当該点検の結果	284	1 当該点検の結果 及び点検者の氏名	3行目 (追加)